

平成 28 年 8 月 18 日

各 位

上場会社名 株式会社フジコー  
[銘柄名：F U J I K O H]  
(コード番号 2 4 0 5 東証第二部)  
本店所在地 東京都台東区駒形二丁目 7 番 5 号  
代 表 者 代表取締役社長 小林 直人  
問 合 せ 先 管理部長 佐藤 陵枝  
電 話 番 号 0 3 - 3 8 4 1 - 5 4 3 1  
U R L <http://www.fujikoh-net.co.jp>

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 18 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 【本資金調達目的】

当社グループは、白蟻及び住宅害虫の防除事業からスタートし、住宅の解体工事、廃棄物処理の適正化及びリサイクル等の事業を順次推進してまいりました。廃棄物処理に関連した法整備や廃棄物に対する社会的な関心の高まり等に対応するため、設備投資を順次実施してまいりました。現在は、焼却施設、発電施設、破碎施設に加え、食品循環資源の飼料化施設等、様々な業種から発生する多様な廃棄物に対応するため施設の拡充とともに受け入れ態勢の充実に努め、お客様のニーズにきめ細かく対応することにより、サービス業としての事業拡大を目指してまいりました。

廃棄物処理事業を中心とした既存事業におきましては、取引先の拡大を図り、営業キャッシュ・フローを向上させ、財務体質の改善を推進することが、今後の事業拡大の礎であるとの認識にもとづき、当社の主力事業であります建設系リサイクル事業において、売上高の安定化を目的とした取引先社数の拡大、売電先の変更による発電電力の価値向上等に努めるとともに、食品リサイクル事業において液状化飼料の販売拡大等により売上構成の転換に注力してまいりました。

さらに今後の事業拡大に向けた取り組みとして、森林資源を活用した森林バイオマス発電事業への取り組みを推進し、前期末より営業運転を開始しております。バイオマスを活用した自然エネルギー電力の供給拡大により温室効果ガスの削減とともに循環型経済社会の構築への貢献を目指しております。発電施設の燃料となる国産木材の需要創出、地元地域の林業関連産業の振興、発電施設及びチップ化施設の新規雇用、木材運搬等により地域経済の振興に寄与することが可能であると考えております。バイオマス発電施設は再生可能エネルギー電力の中で、地熱発電とともに出力の安定した電源であり、創出電力を利用した電力小売市場への展開が可能であります。野菜や果物等の地元産の食材と同様に地域の木材を加工して、地元で電力を創り、地域社会に供給することが可能であり、地元自治体を含め、自然エネルギー電力の需要が高まっております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

これらの取り組みにより、平成28年6月期まで7期連続で売上高の増加が継続しており、平成29年6月期も森林発電事業の通年稼働により業績は増収増益の見通しであります。

今回の新株式発行による資金調達は、新規事業であります森林発電事業の盤石化と建設系リサイクル事業の効率化に向けた設備投資及び電力小売事業の拡大に向けた運転資金を調達することを目的として、決議するものであります。

今回の調達の実施時期につきましては、森林発電事業の立ち上がりから安定稼働に向けたスタートラインである今期に機械設備の購入資金及び運転資金等に必要となる資金を増資で充当することにより、借入利息の低減とともに財務体質の強化を図り、安定的な成長に向けた様々な取り組みを実行することが可能であると考えております。既存事業の設備投資も行い当社グループの成長を加速させ、安定的な経営基盤の確立を目指すことを目的として、今回の実施に至りました。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                         |          |
|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| (1) 募集株式の種類及び数                                             | 当社普通株式                                                                                                                                                                                                                                                  | 570,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法                                              | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成28年8月29日（月）から平成28年8月31日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。                                                                                                                                               |          |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額                                       | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。                                                                                                                 |          |
| (4) 募集方法                                                   | 一般募集とし、東海東京証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。<br>なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。 |          |
| (5) 引受人の対価                                                 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。                                                                                                                                                                      |          |
| (6) 申込期間                                                   | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。                                                                                                                                                                                                                      |          |
| (7) 払込期日                                                   | 平成28年9月5日（月）から平成28年9月7日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。                                                                                                                                                                                          |          |
| (8) 申込株数単位                                                 | 100株                                                                                                                                                                                                                                                    |          |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、 | 当社代表取締役社長に一任する。                                                                                                                                                                                                                                         |          |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 80,000 株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 東海東京証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が当社株主から80,000株を上限として借入れる当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止とする。

3. 第三者割当による新株式発行（本件第三者割当増資）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 80,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 東海東京証券株式会社
- (5) 申 込 期 日 平成28年9月16日（金）
- (6) 払 込 期 日 平成28年9月20日（火）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記（5）の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本件第三者割当増資に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である東海東京証券株式会社から当社株主から 80,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、80,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成 28 年 8 月 18 日（木）開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式 80,000 株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成 28 年 9 月 20 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 28 年 9 月 14 日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、東海東京証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

東海東京証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、東海東京証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、東海東京証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、東海東京証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,891,000株	(平成28年8月18日現在)
公募増資による増加株式数	570,000株	
公募増資後の発行済株式総数	4,461,000株	
第三者割当増資による増加株式数	80,000株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	4,541,000株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株式に対し東海東京証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限 298,808,000 円について、240,000,000 円を当社の設備投資資金の一部に、58,808,000 円を当社子会社である御所野縄文電力株式会社（以下、「御所野縄文電力」という。）に対する融資資金に充当する予定であります。具体的な資金使途につきましては、次の通り予定しております。

(当社の設備投資資金として)

#### ① 分別施設の建物の建設資金として

当社は、廃棄物を発生させる排出事業者からの委託を受け産業廃棄物及び一般廃棄物を受入れ、焼却、破碎、リサイクル処理を行っております。現在、受入れ廃棄物は多様化しており、効率的なリサイクル及び処分を行うためには、廃プラスチック類、金属くず等の品目ごとに分別する必要があります。現状の分別施設が手狭な状況であり、お客様の荷おろしに際して待ち時間が発生する等、効率的な受入体制の妨げになっております。これらの課題を解決するため、分別施設の建物を新たに建設する予定です。

設備投資金額は 120,000,000 円を見込んでおり、手取り金額のうち 90,000,000 円を平成 29 年 5 月までに建設資金に充当し、不足分を自己資金で賄う予定であります。

#### ② 移動式破碎機の購入資金として

現在は山林で伐採された原木を発電用燃料として使用しておりますが、原木のみでは、調達量として不安定でありますので、今後より多くの木質資源を確保するため、山林の伐採現場に放置されている枝葉及び短尺木材等について、移動式破碎機を用いて伐採現場においてチップ化することを目的として、移動式破碎機を購入いたします。

移動式破碎機の購入予定額は 70,000,000 円を見込んでおり、手取り金額の 70,000,000 円を平成 29 年 3 月までに購入資金に充当いたします。

なお、発電用燃料については、当社孫会社である株式会社一戸森林資源（以下、「一戸森林資源」という。）が製造しておりますため、購入機械は同社に貸与いたします。

#### ③ 木質資源の運搬車両購入資金として

現在、原木の運搬は仕入先であります素材生産業者及び製材業者が行っておりますが、今後自社グループにおいても原木置場から工場への運搬及び伐採現場でチップ化した木材チップの運搬を行うことにより、木質資源の購入単価の低減とともに木質資源の確保拡大を図るため、原木等運搬用車両を購入いたします。

運搬車両の購入予定額は 80,000,000 円を見込んでおり、手取り金額の 80,000,000 円を平成 29 年 3 月までに購入資金に充当いたします。

なお、原木等の運搬は、一戸森林資源が行うため、購入車両は同社に貸与いたします。

(子会社に対する融資資金として)

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

58,808,000円は、平成28年12月までに御所野縄文電力に対する融資資金に充当いたします。小売電気事業者である御所野縄文電力は、バイオマス発電電力を購入し、地域に電力の供給を行っております。バイオマス発電電力の仕入価格には固定価格買取制度による賦課金が含まれております。当該賦課金は後日交付されますが、交付されるまで4か月～5か月を要するため、その期間のバイオマス電力購入資金に充当いたします。

また、上記手取金は、実際の充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。なお、当社の設備投資計画は、平成28年8月18日現在（ただし、既支払額については平成28年7月31日時点）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万 円)	既支払額 (百万 円)				
㈱フジオー	本社 (東京都台東区)	森林発電 事業	原木等の運搬車両及び移動式破砕機	150	—	増資資金	平成28年 10月	平成29 年 3月	木材破砕能力160t/日
㈱フジオー	白井事業所 (千葉県白井市)	建設系リサイクル事業	廃棄物分別施設の建物	120	—	増資資金及び自己資金	平成28年 11月	平成29 年 5月	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- (2) 前回調達資金の用途の変更  
該当事項はありません。

- (3) 業績に与える影響

今回の調達資金を設備資金に充当することにより、当社グループの将来における持続可能な成長に加え、財務体質の強化と企業価値の向上に貢献するものと考えております。

今期の業績予想につきましては、平成28年8月5日付で公表いたしました「平成28年6月期決算短信」からの変更は現時点ではございません。修正が必要であると判断した時点で速やかに開示いたします。

#### 4. 株主への利益配分等

- (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、今後の成長に向けた設備投資を機動的に行い、事業拡大および経営基盤の安定に向けた設備投資等の資金需要を勘案し、長期的な事業展望に備えて内部留保を優先する方針であります。

このような基本方針に基づき、成長に応じた株主の皆様への利益還元が重要課題の一つであると認識しておりますが、現状は事業拡大に向けた設備投資に注力したいと考えております。

- (2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」のとおりであります。

- (3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、財務体質の安定に留意しつつ、リサイクル施設の設備投資等に活用することにより、企業価値の向上に努めてまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年6月期	平成26年6月期	平成27年6月期	平成28年6月期
1株当たり(連結)当期純利益	36.58円	38.56円	42.01円	34.65円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	7.00円 (-)	9.00円 (-)	9.00円 (5.00円)	10.00円 (5.00円)
実績(連結)配当性向	19.1%	23.3%	21.4%	28.9%
自己資本(連結)当期純利益率	11.2%	9.4%	9.5%	7.5%
(連結)純資産配当率	1.9%	2.1%	2.0%	2.1%

- (注) 1. 平成26年6月期より連結財務諸表を作成しているため、平成25年6月期については単体の数値、平成26年6月期、平成27年6月期及び平成28年6月期については連結の数値です。  
 2. 1株当たり(連結)当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。  
 3. 実績(連結)配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり(連結)当期純利益で除した数値です。  
 4. 自己資本(連結)当期純利益率は、(連結)当期純利益を自己資本(期首と期末の平均)で除した数値です。  
 5. (連結)純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり(連結)純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。  
 6. 平成26年6月期の1株当たり年間配当金については、設立40周年記念配当2.00円が含まれております。  
 7. 平成28年6月期の年間配当額について、平成28年8月5日付「決算短信」にて、1株当たり10.00円とする旨を発表しております。  
 8. 平成28年6月期の数値は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成26年3月25日	有償一般募集 355,428千円	474,947千円	595,427千円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年6月期	平成27年6月期	平成28年6月期	平成29年6月期
始 値	460円	630円	606円	567円
高 値	1,309円	728円	652円	643円
安 値	447円	485円	465円	515円
終 値	620円	604円	560円	522円
株価収益率	16.08倍	14.38倍	16.16倍	-

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



- (注) 1. 平成 29 年 6 月期の株価については、平成 28 年 8 月 17 日現在で記載しております。  
2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益（平成 28 年 6 月期については未監査の 1 株当たり連結当期純利益）で除した数値です。

③過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である、小林直人、小林美子及び上竹智久は東海東京証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。